

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員等退職功労金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、伊丹市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）職員等の長期勤続者に支給する退職功労金について定めたものである。

(退職功労金の支給)

第2条 退職功労金は次の各号のいずれかに該当し、退職した場合に別表で定めるところにより支給する。ただし、支給は次の各号のいずれかによる1回限りとする。

- (1) 事業団に継続して20年以上勤務し退職したもので、退職時の職員種別が就業規則第2条に定めるⅠ種職員、Ⅱ種職員、Ⅲ種職員又はⅣ種職員であったもので、定年により退職したもの
- (2) 定年時に第1号の要件をみたさず、退職功労金を受給できなかったものが、事業団を定年後に就業規則第2条に定めるⅣ種職員又は再雇用嘱託職員として再雇用され、再雇用された期間を含めて事業団に継続して20年以上勤務し期間満了により退職したもの
- (3) 退職時に契約社員就業規則第2条に定める月額契約社員であったもので、事業団に継続して20年以上勤務し、期間満了により退職したもので、退職時の年齢が65歳以上のもの
- (4) 退職時に契約社員就業規則第2条に定める日額契約社員であったもので、事業団に継続して10年以上勤務し、退職したもの。ただし、契約を更新するものを除く。

(勤続年数の計算)

第3条 計算の対象となる勤続年数は、事業団に採用された日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

2 前条第1号から第3号の要件に該当するものの勤続年数の計算は次の期間を算入する。

- (1) Ⅰ種職員、Ⅱ種職員、Ⅲ種職員、Ⅳ種職員（いずれも平成30年1月1日改正前の社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則第2条に規定する総合職及び一般職を含む。）として継続して勤務した期間
- (2) 再雇用嘱託職員、月額契約社員（平成12年3月31日以前に財団法人伊丹ふれあい福祉公社で嘱託職員として勤務していた職員を含む。）として継続して勤務した期間

3 前条第4号の要件に該当するものの勤続年数の計算は次のとおりとする。

- (1) 日額契約社員として継続して勤務した期間及び前項に規定する期間

4 前項の勤続年数の算定は次の各号に定めるとおり計算する。

- (1) 就業規則第14条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）及び現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（1箇月未満の期間は切り捨てる。）を勤続年数から除算する。

- (2) 育児休業及び介護休業期間の取り扱いについては、育児休業の期間の2分の1（1箇月未満の期間は切り捨てる。）の期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算するものとし、介護休業をした期間については、勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。
- 5 前4項の規定により計算した勤続年数に1年未満の端数がある場合には、切り捨てる。
- 6 前5項にかかわらず、平成元年1月1日より前の期間は勤続年数に算入しない。

（退職功労金の額）

第4条 退職功労金の額は、第2条の要件に該当するもので、退職時の職員種別により別表1に定める区分により支給する。

（退職功労金の不支給）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者には、退職功労金を支給しない。ただし、情状によって第4条に定める支給額を減じて支給することがある。

- (1) 就業規則に定める制裁規定に基づき懲戒解雇された者又はこれに準ずる処分を受けたもの
- (2) 退職後、支給日までの間に在職中の行為につき懲戒解雇又はこれに準ずる処分に相当する事由が発見された者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたことにより退職又は解雇されたとき

（控除）

第6条 退職功労金の支給に際しては、法令に定めるほか支給を受ける者が使用者に対して負う債務を控除する。

（支払の時期及び方法）

第7条 退職功労金は、次の各号に掲げる時期に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、第5条第1項第1号及び第2号に定める不支給の規定に抵触する事実がある場合は、その事実関係が判明するまでこの支給を延期することがある。

- (1) 第2条第1号に該当する場合、定年による退職の日から1箇月以内
 - (2) 第2条第2号に該当する場合、期間満了による退職の日から1箇月以内。ただし、契約更新により勤務を継続する場合は、更新後に就業規則第2条に定める契約社員となる場合を除き、就業規則第17条第1項又は再雇用嘱託職員の労働条件に関する要綱第5条第1項により退職する日又は解雇の日から1箇月以内
 - (3) 第2条第3号に該当する場合、期間満了による退職の日から1箇月以内
 - (4) 第2条第4号に該当する場合、退職又は解雇の日から1箇月以内
- 2 その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出し小切手などの方法により支払う。

（遺族の範囲および順位）

第8条 本人死亡のときの退職功労金を受ける遺族は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか職員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に規定する遺族が退職功労金を受ける順位は、同項各号の順位により第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職功労金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第9条 次の各号に掲げる者は、退職功労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職功労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（起訴中に退職した場合等の退職功労金の取扱い）

第10条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職功労金は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職功労金の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職功労金の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項及び第14条第1項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職功労金の支給の一時差止め）

第11条 理事長は、退職した者に対しまだ退職功労金の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し退職功労金を支給することが、退職功労金制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職功労金の支給を一時差し止めることができる。

2 前項に規定する退職功労金の支給を一時差し止める処分を行う場合の手続等については、理事長が定める。

(退職功労金の返納)

第12条 退職した者に対し退職功労金の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給した退職功労金を返納させることができる。

2 前項に定めるもののほか、退職功労金の返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(所外業務に従事した場合の併給の調整)

第13条 出向等、事業団の指示により職員が事業所外で従事し、他より退職功労金に相当する給付を受けた場合には、その者の退職功労金はこの規則により算定された退職功労金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

(外部積立による退職功労金の支給)

第14条 事業団が外部機関において退職功労金相当の積み立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職功労金等は法人が直接本人に支給したものとみなし、第4条に規定する算定方法により使用者から直接支給する退職功労金は、当該外部機関から支給される退職功労金の額を控除した額とする。

(事業団の財務状況による支給調整)

第15条 各人に支給する退職功労金の支給額は、本規則に定める算出方法により算出された退職功労金の額に退職給付引当金実施率を乗じて算出した額とする。

2 退職給付引当金実施率とは、期末において全職員が自己都合退職をした場合に必要となる退職給付債務総額に対して、事業団の固定資産として計上される退職給付引当資産の額の割合をいう。引当金実施率の算出にあたっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

(改定)

第16条 この規則は使用者の経営状況、経営状況の予測および社会情勢の変化等により必要と認められたときは、支給条件もしくは支給水準を見直すことがある。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規則は, 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 退職功労金支給額表

退職時の職員種別	退職功労金支給額
I 種職員, II 種職員, III 種職員, IV 種職員, 月額契約社員, 再雇用嘱託職員	1, 000, 000 円
日額契約社員	100, 000 円